

会 議 録			
第 1 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 2 5 年 7 月 3 1 日 午後 3 時 0 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 議会棟 第 2 委員会室	
開催時刻	午後 3 時 0 0 分	閉会時刻	午後 4 時 0 0 分
出 席 委 員		事 務 局	
菅野 隆		長寿あんしん課	
金子 正義		課長	亀井 誠
中島 徳子		課長補佐	阿部 剛
山口 はるみ		主査	渡邊 康弘
石渡 まさ子		主事	木村 繭子
栗原 才子			
森下 弘子			
星野 安正			
柴崎 豊明			
大谷 鐵子			
木暮 晃治			
藤田 志津子			
松根 洋右			
欠 席 委 員			
津川 知子			
荻野 比登美			
備 考			
会議録作成者氏名		渡邊 康弘	

会 議 内 容

事務局	それでは、ただいまから、平成２５年度第１回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日は、お忙しい中、委員の皆様につきましてはご出席いただきまして誠にありがとうございます。 この協議会の会議は原則公開になっておりますので、傍聴の方がこられております。 本来、運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただくところですが、本日市長が不在ですので、副市長が代理で行います。
副市長	(副市長から会長へ諮問書を手交)
事務局	副市長は公務のため、ここで退席させていただきます。 それでは、会長より協議会を開会していただきたいと思います。よろしくをお願いします。
菅野会長	ただいまから、平成２５年度第１回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。 まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
事務局	(出席状況の報告)
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第２０条第２号に規定されている委員の過半数の要件を充足しておりますので、会議の方は成立となります。 議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局から説明をお願いします。
事務局	(配布資料の確認)
菅野会長	なお、傍聴者の方への配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、ただいま、諮問がありましたので、これに基づき議事に入ります。 まず、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、金子（かねこ）委員、中島（なかじま）委員、議事録の

事務局

署名をお願いします。

それでは、審議事項1「平成25年度和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、事務局より説明をお願いします。

資料No.1「平成25年度和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）」に沿って、今回の補正予算についてご説明します。

1 ページの歳入に関しましては、平成24年度の事業実績における補助金の精算行為に係るもの、事務費繰入金を計上しております。

款2「国庫支出金」の介護給付費負担金は、平成24年度介護給付費国庫負担金に対する追加交付分として1,940千円、項6「繰入金」の事務費繰入金として、2,060千円、項7「繰越金」につきましては、平成24年度の歳入歳出の差引残額である77,950,619円を平成25年度に繰越することとなります。

予算上は、支払基金の交付金の繰越金を別に計上することとしておりますので、支払基金交付金繰越金として、5,064千円、その他繰越金として72,885千円を計上しております。

これらの歳入の補正合計額につきましては、81,949千円となっております。

次に2ページをお開きください。

今回の補正予算における歳出につきましては、平成24年度事業実績に対する精算に関するもの、それから、認定調査業務事業におきまして、訪問調査委託料の増額補正に関するものを計上しております。

順にご説明いたしますが、款1「総務費」項3「介護認定審査会費」目2「認定調査費」につきましては、訪問調査委託料を2,060千円増額計上しております。

続きまして、款8「基金積立金」につきましては、介護給付費準備基金積立金として、41,426千円を計上しております。こちらにつきましては、平成24年度分の事業運営による実質黒字額を基金に積み立てることとしているものです。

続きまして、款9「諸支出金」、項1「償還金及び還付加算金」につきましては、償還金といたしまして、20,968千円を計上しております。こちらにつきましては、保険給付等の法定負担における精算に係るものになります。同じく「諸支出金」のうち項2「繰出金」としまして、17,495千円を計上しておりますが、こちらにつきましては、一般会計への法定繰出に係るものとなります。

	以上を合わせまして歳出の補正合計額は、歳入の補正合計額と同額の８１，９４９千円となっています。 なお、３ページは法定負担分の精算の内訳の資料、４ページが財源内訳の資料となっております。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
各委員	質問なし。
事務局	それでは、採決を行います。 審議事項１「平成２５年度和光市介護保険特別会計補正予算（第１号）」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、原案のとおりとします。 次に進みます。 審議事項２「平成２４年度和光市介護保険事業の決算等」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 決算の報告に関しましては、№.２，３，４と３点資料をお付けしております。まず、資料№.３をご覧ください。 平成２４年度は、平成２４年度から２６年度までの第５期の介護保険の事業計画の初年度にあたります。 資料３は、平成２４年度の介護保険事業状況報告で、歳入・歳出の決算状況となりますが、歳入に関しては、保険料につきましては、６２０，３５２，７３０円となっております。保険料以外の財源といたしましては、国庫支出金として、介護給付費負担金をはじめ複数項目がございますが、合計で４９０，７１７，９９６円、次に支払基金交付金といたしまして、介護給付費交付金、地域支援事業交付金を合わせ、６９９，０２２，１６０円、県支出金としまして、３７４，１５４，８６３円となっております。 財産収入は、介護給付費準備基金運用利子として６５，７３９円

となっております。

繰入金といたしましては、介護給付費繰入金ははじめ複数項目がございますが、合計で、541,878,000円となっております。

繰越金、諸収入を合わせまして、歳入合計は2,796,100,152円となっております。

次に、歳出に関しましては、総務費として139,705,047円、次に保険給付費としまして、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料までの保険給付の合計としまして、2,323,912,090円で、全体の85.5%を占めております。

保険給付のうち市町村特別給付費につきましては、和光市が独自に給付しているもので、50,665,101円となっております。これらの法定保険給付の合計は、2,374,577,191円で、保険給付費が歳出全体の87.4%を占めていることになります。

また、地域支援事業においては、介護予防・日常生活支援総合事業費として、68,971,423円、包括的支援事業・任意事業として、42,706,762円となっております。

その他、保健福祉事業費、基金への積立金、諸支出金を含めまして、歳出合計は2,718,149,533円となっております。

歳入歳出の差引残額としまして、歳入合計2,796,100,152円に対し歳出合計2,718,149,533円で、差引残額77,950,619円となっております。この金額につきましては、平成25年度9月補正歳入で繰越金として計上しております。

続きまして、資料2「平成24年度和光市介護保険主要な施策の成果」をご説明いたします。

こちらは、具体的に事業の内容についてまとめたものになりますが、抜粋してご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。まず、第1号被保険者の状況について、平成24年度中の推移を示しているものになりますが、4月当初被保険者数は、11,697人に対し、年度末の月では12,033人と1.06倍の伸びを示しているところです。

次に、要介護認定者の推移についてですが、要支援1から要介護5までの4月から3月までの伸び率は、1.01倍となっております。

次に3ページをご覧ください。

こちらは、介護保険給付費支払状況となりますが、和光市におい

ては、在宅介護を強化していることもございまして、訪問介護、通所介護、居宅療養管理、居宅介護支援、福祉用具貸与といったサービスの件数が大きな割合を示しております。

下段の表の予防給付につきましても、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防居宅介護支援の件数が大きな割合を示しております。

次に4ページをご覧ください。

上段の表では、施設サービスの割合を示した表で、中段の表が、地域密着型サービスの割合を示した表になりますが、この表中の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、平成24年度から新サービスとなりまして、北エリアでは、6月からサービスつき高齢者住宅に併設し、中央エリアでは、西大和団地内において12月からサービスを開始しており、1件あたりの利用日数は29日、金額は152,015円となっておりしております。

そのため、地域密着型サービスの件数につきましては、前年度から1.22倍の伸びを示しております。

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、県内では、他保険者の事業所を指定している保険者を除きますと6保険者であり、和光市は、サービス基盤整備が進んでおり、地域密着型サービスの充実が図られているということが言えるかと思えます。

次に5ページをご覧ください。

こちらは、歳入・歳出決算状況となりますが、平成24年度の決算額と前年度の決算額を比較したものとなります。

この比較の中で、保険料が対前年伸び率で1.21倍を示しておりますが、これは、第5期計画で保険料の改定をしていることが要因となっております。

第5期における標準保険料は月額4,150円で、前期計画における月額3,605円に比べ15.1%の引き上げとなっておりますが、標準保険料月額の全国平均は、前期計画の4,160円から19.5%の引き上げとなる4,972円となっておりますが、当市の保険料月額は、今期の全国平均を下回っているだけでなく、前期計画の水準を維持するものとなっております。

次の6ページでは歳出も同じように示しております。

7ページでは、サービスの利用割合を示した表となっております。

8ページでは、所得段階別被保険者数の状況、介護保険料の収納状況等を示した表となっております。

平成24年度からの第5期計画では、第4期計画での所得段階8段階から、第3段階と第4段階をそれぞれ2階層とし、新たに特例第3段階と特例第4段階を設け、さらに第8段階を3階層に区分し、全10段階12階層へと変更しております。

少しページを飛びますが、14ページをご覧ください。

こちらは、在宅介護を推進していく上で必要なサービスを和光市が独自に、市町村特別給付として実施している3事業の利用状況を示しています。

次に、15ページをご覧ください。

和光市では、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を行い、地域において自立した生活を継続できるようにするという地域支援事業の趣旨を踏まえ積極的に事業を推進していますが、介護予防・日常生活支援総合事業 2次予防事業施策の実施状況を掲載しておりますが、12事業で述べ開催数267回、述べ参加者として4,131人が参加しております。次の16ページは、1次予防施策の実施状況となりますが、こちらは、9事業で述べ開催数413回、述べ参加者として6,802人が参加しております。

次に18ページ、19ページですが、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス支援計画を作成し、マネジメントの効果により身体及び生活機能が改善された被保険者、あるいは現在の状態を維持することができた被保険者の等の割合を示した表になりますが、予防給付では、要支援1・2から自立となった改善者48名で改善率として43.2%、2次予防対象者では、2次予防事業対象者から一般高齢者へ移行した人及び基本チェックリストの合計ポイントが減少した改善者134名で改善率として60.6%となっております。

第5期の事業計画として掲げた「介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進」に沿って個別マネジメントを実施したことにより、高い改善効果が得られています。

なお、ケアマネジメントの結果、改善・維持には至らず疾病や加齢に伴い悪化となった者の割合が1～2割程度ありますが、介護予防の取組効果は、悪化の進行を鈍化させるなどの効果もありますので、マネジメントを継続していくことにより、将来に向けた効果は確実に現れるものと考えます。

また、改善者に対して生活支援と介護予防を一体的に提供するための受け皿が構築されていることから、利用者のニーズは充足され

ているといえます。

それでは、次に資料№.4「平成24年度介護保険事業の状況」について、抜粋して、ご説明いたします。

1ページでは、第1号被保険者の状況を示しておりますが、認定率は、3月で9.60%となっており、年平均でも9.80%認定率となっており、被保険者が増加していることを考えますと介護予防の効果でもあると考えております。

次に26ページ、27ページをご覧ください。

居宅サービス、地域密着サービス及び施設サービスの利用割合を示したものとなっております。

保険給付のサービス種類別では、件数及び構成割合が、居宅サービスが16,627件で70.11%、地域密着型サービスが2,520件で10.63%、施設サービスが3,210件で13.54%となっており、総費用額では、居宅サービスが7億4,844万9,578円で32.42%、地域密着型サービスが5億4,491万5,951円で23.60%、施設サービスが9億6,964万5,194円で42.00%となっております。

また、29ページでは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの受給者1人当たりの費用額を示しておりますが、要介護者では、居宅サービス85,397円、地域密着型サービス212,615円、施設サービス306,191円となっております。

居宅及び地域密着型サービスの件数を合計した割合は、80.74%となり、施設サービスの割合を大きく上回っていることから、在宅介護を推進するためのマネジメント効果が現れていると考えております。

また、保険給付費で比較した場合、施設サービスの構成割合が件数での比較よりは大きくなっていますが、これは施設サービスの一人当たりの金額が、306,191円と高額であることによるものです。このことから、住み慣れた自宅等で住み続けることを目的とした在宅介護の推進は、高齢者のQOL向上のみならず、財政運営の面においても非常に効果が高いと考えており、今後も第5期計画の基本目標である「地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援の確立を目指して」事業を進めてまいります。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。

菅野会長	介護と医療は分けて考えられないと思いますが、医療費との相関関係はどうなっているのでしょうか。
事務局	和光市の場合、一人あたりの医療費が高くなっておりますが、これは、一人が複数の病院を受診する、いわゆる多受診が多いという傾向によるものです。 介護と医療費の相関関係、例えば介護予防の効果と医療費の関係性等については、現在のところデータとして詳細に分析できていない状況です。
菅野会長	それでは、審議事項２「平成２４年度和光市介護保険事業の決算等」について、承認することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、承認します。 次に進みます。 審議事項３「第５期和光市介護保険事業計画における地域密着型サービス基盤整備に関する事項の一部変更」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 第５期介護保険事業計画では、平成２５年度に北エリアにおいて１ユニット９人、複合型サービスを併設したグループホームを整備することとしていますが、これに「サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を加え、整備予定年度を「平成２６年度予定」に変更するものです。なお、グループホームの定員につきましては、中央エリアの高齢者・障害者共生型施設の整備に伴い、当初定員の２ユニット１８人から１ユニット９人分を中央エリアに移行しており、こちらについては、平成２４年度の第１回運営協議会においてご承認いただいたものです。 計画変更の理由としましては、埼玉県高齢者居住安定確保計画に掲げられている高齢者向け住宅及び介護保険施設等の供給目標に沿って、北エリアにサービス付き高齢者向け住宅を整備することにより、既存施設である日生オアシス和光の対応範囲を補完し、北エリアにおける在宅介護のさらなる充実を図ること。また、サービス付

	き高齢者向け住宅の整備計画施設数増加に伴い、当初計画予定のグループホームに加え、各種サービスを複合的に組み込むことにより、地域包括ケアシステムの構築と利用者のＱＯＬ向上を目指すこととしております。 参考として申し上げますと、北エリアの要支援から要介護までの認定者数は、計画上の推計で平成２４年度から２６年度までに１１％の増加が見込まれています。また、定期巡回サービス等の対象者として想定される要介護２以上の認定者数につきましては、同じく計画上の推計で８．７％の増加が見込まれています。 サービス付き高齢者向け住宅に関しましては、埼玉県高齢者居住安定確保計画において、埼玉県におけるサービス付き高齢者向け住宅の供給目標、こちらは県内全域の登録戸数がベースとなりますが、平成２６年度までに５，８００戸、計画の最終年度である平成２８年度までには９，０００戸の登録を目指しているところです。 これらを踏まえ、次期計画を前倒しする形で必要量と供給量の調整を行い、地域包括ケアを念頭においた在宅介護を推進する上で、被保険者のニーズを充足するための「選択肢の拡大」を図るものとなっております。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
山口委員	中央エリアの共生型の整備は進んでいるでしょうか。
事務局	後ほど報告事項としてご説明させていただく予定でしたので、ここでは簡単に現況を報告させていただきます。 現在、９月末の完成を目途に共生型の施設整備を進めているところですが、並行して入所判定会議等の準備を行っており、施設整備完了後、直ちに事業開始できるよう進めていきます。
菅野会長	サービス付き高齢者向け住宅は在宅サービスですが、今後、サービス付き高齢者向け住宅が多くなるにつれて、施設サービスと在宅サービスが似たような状況になると思います。 そうした場合、サービス付き高齢者向け住宅に本来入居が必要な人が入れなくなるようなことが危惧されると思うのですが、どうでしょうか。

事務局	和光市では、施設整備とサービス利用等を介護保険事業計画に基づき、必要量と供給量の均衡を図りながら、計画的に実施しています。また、地域ケア会議で徹底した個別マネジメントを行い、サービスの供給過多や不足が生じないようにしています。
菅野会長	バランスの良いサービスの整備を進めていただくようお願いします。
菅野会長	それでは、採決を行います。 審議事項 3 「第 5 期和光市介護保険事業計画における地域密着型サービス基盤整備に関する事項の一部変更」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、原案のとおりとします。 次に進みます。 審議事項 4 「和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めること」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 今回の条例改正は、納税環境整備の一環として、国税の見直しに合わせて地方税に係る延滞金等の利率が引き下げられたことに伴い、条例に規定する介護保険料延滞金の利率の見直しを行うものです。 現行の規定では、納期限までに保険料を納付しなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年 14.6% の延滞金がかかります。ただし、納期限の翌日から 1 か月を経過する日までは、年 7.3% と特例基準割合のいずれか低い割合が延滞金の割合になりますが、特例基準割合とは、日銀法の規定による商業手形の割引率、こちらは平成 12 年度以後 4% 台で推移していますが、これに 4% を加えた割合を指しております。計算すると 8% を超えるため、実質的にこの割合が適用されることはありません。 今回の改正は、この延滞金の利率 14.6% を 9.3% に、納期限後 1 か月以内の利率 7.3% を 3.0% に変更するものです。

	利率計算の詳細については、資料をご覧いただきたいと存じますが、国税及び地方税の見直しでは、特例基準割合の基礎として適用する各種の金利が変更され、延滞金の利率を現在の経済情勢にあったものに改めていますので、介護保険条例もこれにあわせて改正するものです。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
藤田委員	介護保険料の滞納はどれくらいでしょうか。
事務局	金額で申し上げますと、平成24年度までで、過去を含めて2,585万円です。 また、滞納者の状況を所得段階別にみると、第2段階、第5段階、特例第4段階の人が多い状況です。
松根委員	滞納している人に強制執行するような事例はないのでしょうか。
事務局	強制執行まではしていません。 ご本人に対し説明を行い、あくまで自主的に納付していただくよう促しています。
菅野会長	不公平感のないようにお願いします。
菅野会長	それでは、採決を行います。 審議事項4「和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めること」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
菅野会長	異議がないので、原案のとおりとします。 次に進みます。報告事項1「高齢者・障害者共生型施設基盤整備事業の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、整備事業の経過について説明します。

	本年1月には事業予定地におけるボーリング調査及び近隣住民説明会を実施しました。説明会では、事業実施の経緯と事業計画の概要について説明し、近隣住民の他、障害者団体の関係者など2日間で27人の参加がありました。 続いて3月には、法人の施設開設準備室設置され、準備作業が本格化し、5月に事業者による工事説明会を経て、工事に着手しました。 現在は、9月下旬の竣工に向けて施設整備を進行中です。 建築工事の完了と同時に事業所を開所するため、整備工事と並行して、入所判定会議設置等のケアマネジメント体制構築を進めているところです。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
各委員	質問なし。
菅野会長	質問がありませんので、次に入ります。報告事項2「第5期介護保険事業計画における地域密着型サービス基盤整備」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。 今年度公募を実施しますのは、今回の会議において諮問させていただきました北エリア分と南エリア分の整備です。 南エリア分では、サービス付高齢者向け住宅を整備することとしていますが、こちらは定員が29名で、家賃6万円以下の低所得者向けを想定しています。これに加えて定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所、在宅療養支援診療所及び薬局を併設することとしています。 整備に関しましては、北エリア・南エリア同時に事業者公募を行い、いずれも参入希望事業者がエリア内に用地を確保して整備するサブリース方式によることとしています。 公募は先着順、受付期間内に不足なく書類を最初に提出した者を事業者の候補者とし、選考委員会の審査を経て、介護保険運営協議会への諮問・承認を得た後、整備事業者を正式決定します。 公募実施予定時期につきましては、施設整備に伴い事業者が平成25年度分の施設整備関係の補助金等を活用するためには、平成2

	6年度中に整備を完了し、事業所を開設することが条件となり、事業者決定後、施工業者との工事請負契約を締結し、平成25年中に工事着手しなければならないことから、本年8月～9月中に公募から事業者決定までの手続を行うこととなります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
各委員	質問なし。
菅野会長	質問がないようでしたら、これで質疑を終わらせていただきます。 それでは、これで平成25年度第1回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。
	<閉会>
	議事録署名人
	_____ 印
	_____ 印